

- 鳥の天敵であるハヤブサを模したドローン (robird drone)を用いて、鳥をエリア外へ追い払い、防除。
※日常の防除対策としては世界初導入(2017年4月)

【効果(追払・抑止)が認められた鳥種】

⇒カモメ、カモ、ガン、ウ、ペリカン

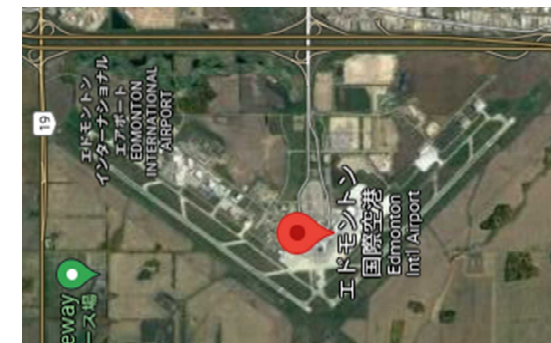
【効果が認められなかった鳥種】

⇒タカ類



【運用方法】

- ドローンの使用範囲(エアサイド・ランドサイドの様々な範囲で使用)は、その日の鳥の活動範囲にあわせて設定。(このため、ドローン操縦者と野生生物学者が毎日協力して鳥の活動範囲について調査を実施)
- 主に鳥が現れた段階で使用。鳥が現れていなくても予防として使用。
- 一度に飛行させるドローンは1機のみ。飛行時間は3分程度/回。



【運用における安全対策・環境条件】

- 空港管理者と管制機関による事前調整・承認が必要。
- 安全に飛行させるため、事前にドローン運用に係るハザードの特定・リスク評価を行い、リスク緩和策を実施(例;航空機との接触を避けるためドローンに飛行可能範囲(ジオケージ)を設定)。
 - ・ これにより滑走路の進入・出発経路を飛行させず、滑走路端から安全な距離を保った飛行が可能。
 - ・ また、不具合等により操縦不能となった場合はジオケージ内で旋回するよう設定。
- 運用条件 …「降水量が多い」、「20kts(約37km/h)を超える風が吹いている」、「視界が3マイル(約4.8km)に満たない」等の条件下では使用不可。

【日本の空港で使用(飛行)する場合の留意点】

- 航空法や小型無人機等飛行禁止法などに基づく手続きが必要。
- 航空保安無線施設、気象機器等への電波影響に関する検証が必要。(この他、具体的検討を進めていく中で留意点等が生じる可能性あり)

設立経緯

従来、鳥衝突防止対策は、各空港個別に検討され必要な対策がとられていたが、航空交通量の増加等に伴うバードストライク件数の増加に鑑み、我が国全体の鳥衝突発生状況を評価し、より効果的な鳥衝突防止対策を検討するとともに、これらの対策を推進していくための組織的な体制を構築するため、平成14年1月に設立。（設立当時の事務局は現交通規制部運用課）

※ICAOマニュアルでも野生動物対策を検討するための国のコミッティー設立を義務付け

（構成）鳥類専門家、航空機運航者、空港管理者（成田・関西・中部）、防衛省、環境省、航空局内関係課室
（検討会）年1回開催、検討WG（実務担当者参加）は年2～3回開催

検討会のこれまでの主な取り組み

「監視体制の強化」「防除体制の強化」「指導体制の強化」を柱として、以下の取り組みを実施

- 鳥衝突情報共有サイトの設置
 - ✓ バードストライク情報のデータベース（運航者からのバードストライク報告）
- 鳥種特定調査の導入
 - ✓ DNA・形態同定によりバードストライク不明鳥種を削減
- 鳥衝突防止計画ガイダンスの策定
 - ✓ バードストライク防止に関する空港管理者用ガイダンス
- 現地対策研究会の開催
 - ✓ 空港の防除対策、及び空港の周辺を含む環境対策の確認
 - ✓ バードストライクが多い空港等における有識者による指導



